

農産物検査に関する基本要領

制 定 平成21年 5 月29日 21総食第213号農林水産省総合食料局長通知
最終改正 令和 6 年 4 月18日 5 農産第5102号-1農林水産省農産局長通知

農産物検査制度の適確かつ円滑な実施に当たっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第357号）、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）及び関係告示に基づくほか、以下に定めるところによる。

I 農産物検査規格の規定

法第11条の規定に基づき農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止する（第1において「設定等」という。）場合の手続については、以下に定めるところによる。

第 1 農産物検査規格の設定

国内産農産物の銘柄を除く農産物検査規格の設定等の手続については、次に定めるところによる。

1 農産物検査規格の設定等に係る要望等

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、国内産農産物の銘柄を除く農産物検査規格の設定等について、毎年農産局長が開催する検査標準品全国査定会（以下「全国査定会」という。）及び地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が開催する検査標準品地方査定会（以下「地方査定会」という。）等を通じて、農産物の品目ごとに生産・実需等関係者から要望を聴取する。

2 農産物検査規格の設定等の手続

農林水産大臣は、国内産農産物の銘柄を除く農産物検査規格の設定等をしようとするときは、法第11条第3項に規定する意見聴取の場として、農産物検査規格検討会を開催する。この手続については、次に定めるところによる。

- （1）農産局長は、農産物検査規格検討会の開催に当たっては、開催要領を策定の上、当該要領に基づき農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者から意見を聴取する。
- （2）農産局長は、農産物検査規格検討会の意見を踏まえ、農産物検査規格の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程（平成13年 2 月28日農林水産省告示第244号）の改正のための事務手続を行う。

別紙 1 農産物検査
規格の設定手続マニ
ュアル

(3) 農産局長は、農産物規格規程の改正案について、一般政策に係る任意の意見公募手続を実施する。

(4) 農産局長は、法第11条第2項の規定に基づき、農産物規格規程の改正の施行期日を定め、その期日の30日前までに公示の手続を行う。

ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（農産物検査規格）

第11条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第33条第1項において「農産物検査規格」という。）を定める。

2 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の30日前までにこれを公示しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。

3 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

第2 国内産農産物の銘柄設定等

法第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程に定める銘柄の設定等（国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止並びに必須銘柄と選択銘柄の区分の変更をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、次に定めるところによる。

1 銘柄の区分等

(1) 銘柄の区分は、生産・流通等の実態を踏まえ、国内産農産物の種類（農産物規格規程に定める国内産農産物の種類をいう。）ごとに、産地銘柄、品種銘柄及び産地品種銘柄とし、それぞれ次に掲げる内容とする。

産 地 銘 柄	適用農産物・・・小豆、いんげん 一定の産地（原則として、都道府県の区域を単位。以下同じ。）で生産された農産物が、品種又は品種群にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該産地を特定する必要があるもの
品 種 銘 柄	農産物の取引等において当該品種を特定する必要があるもの

別紙2 国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル

産地品種 銘柄	適用農産物・・・米穀（精米を除く。）、麦（強力小麦を除く。）、大豆、そば 一定の産地で生産された一定の品種又は品種群の農産物が、他の産地で生産された同一品種若しくは品種群又は同一産地で生産された他の品種若しくは品種群との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種又は品種群を特定する必要があるもの（品種群について銘柄を設定しているものは、別表のとおり。）
------------	---

- （２）産地品種銘柄については、当該産地における生産・流通等の実態を踏まえ、都道府県ごとに、更に次の表の左欄に掲げるものに区分することとし、それぞれ同表の、右欄に掲げる内容とする。

必須銘柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績がある産地品種銘柄であり、当該都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第２項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が検査義務を負う銘柄
選択銘柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、当該産地に所在する都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第２項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が法第21条に規定する業務規程に記載することにより検査義務を負う銘柄

- （３）産地品種銘柄は、単一品種による銘柄設定が基本であるが、品種間の品質の評価に差がなく取引上で同一銘柄とすることについて、取引関係者の合意が形成されるものは、複数の品種を同一産地品種銘柄として取り扱う（以下「品種群」という。）ことができる。

なお、品種群は、本要領別表に定める。

別表

２ 銘柄設定の要件

次に掲げる要件の全てを満たした場合には、銘柄として新たに設定することができる。

- （１）農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- （２）品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- （３）品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- （４）複数の品種を一つの品種群として産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- （５）産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う１以上の登録検査機関の見込みがあること。

(6) 水稻うるち玄米における品種銘柄は、別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」の第6により設定する。

なお、「みつひかり」については、みつひかり2003及びみつひかり2005により品種銘柄を構成するものとする。

(7) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

3 銘柄廃止の要件

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができる。

- (1) 2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなること。
- (2) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
- (3) 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること。

4 銘柄の設定等の手続

銘柄の設定等に当たっては、農産局長及び地方農政局長は、農産物検査が円滑に実施されるよう、(1)から(5)までの手続を的確に実施しなければならない。ただし、水稻うるち玄米における品種銘柄の設定にあつては農産局長が別に示した方法による。

- (1) 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請書類、申請先及び申請期間に関する事項を公表するものとする。この時、地方農政局長が必要と認めた銘柄の設定等について意見を募集することができる。
- (2) 銘柄の設定等を申請する者は、(1)により申請期限までに地方農政局長に申請を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

なお、農産物検査が円滑に実施されるよう、地方農政局長が申請期間内に受理した申請については、12月末までに、意見聴取を行うものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)の意見聴取の結果について、銘柄の設定等申請書及び議事録を添えて農産局長に報告する。

なお、この報告期日は12月末までとする。

- (5) 農産局長は、(4)の報告により農林水産大臣が定める農産物規格規程の改正のための事務手続を行う。

なお、当該事務手続は、原則として毎年3月末までに行うものとする。

第3 検査標準品等の決定

法第2条第3項の品位等検査に係る品位の検査のうち、形質（皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形等の程度を表すものをいう。また、かんしょ生切干にあつては品質、でん粉にあつては色沢をいう。以下同じ。）を鑑定する際

の標準となる見本（見本品を撮影し、印刷したものを含む。以下「検査標準品」という。）及び等級下位の未熟粒、被害粒の混入程度を示した見本品を撮影し、印刷したもの（以下「混入程度見本」という。）の決定については、次に定めるところによる。

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（定義）

第2条 （略）

3 この法律において「品位等検査」とは、第17条第1項第1号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第11条第1項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（品位等検査に係る品位の検査）

第5条 品位等検査に係る品位についての検査は、水分の含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、整粒歩合、発芽率、容積重等につき行う。

1 査定対象農産物

検査標準品及び混入程度見本（以下「検査標準品等」という。）を決定する国内産農産物は、もみ、玄米（農産物規格規程第1の2の(3)のハの(ロ)に基づき検査する水稻うるち玄米を除く。）、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉とする。

2 検査標準品の決定手続

（1）全国査定会

農産局長は、1の査定対象農産物のうち次に掲げる査定対象農産物について、地方農政局長が検査標準品等の候補品を作製したときは、統一性を確保する観点から、全国査定会を開催し、検査標準品等を決定する。

ただし、前年度の検査標準品に品質の劣化が少ないこと等により、引き続き使用できる場合は、前年度のものを検査標準品とすることができる。

ア 米穀

種 類	等 級
種子水稻うるちもみ	合格
水稻うるちもみ	合格
水稻うるち玄米	1～3等
水稻もち玄米	1～3等
醸造用玄米	特上～3等

イ 麦類

種 類	等 級
普通小麦 (秋まき小麦、春まき小麦)	1 ～ 2 等
普通小粒大麦	1 ～ 2 等
普通大粒大麦	1 ～ 2 等
ビール大麦	1 ～等外上
普通はだか麦	1 ～ 2 等

ウ 豆類

種 類	等 級
普通大豆 (大粒大豆又は中粒大豆、 小粒大豆又は極小粒大豆)	1 ～ 3 等
特定加工用大豆 (大粒大豆又は中粒大豆)	合格

(2) 地方査定会

地方農政局長は、一部の都道府県のみで生産され品位等検査がなされている 1 の査定対象農産物のうち、(1) の査定対象農産物以外について、検査標準品の作製が必要であると認めるときは、当該査定対象農産物について地方査定会を開催し、検査標準品を決定する。

(3) 検査標準品の特例

地方農政局長は、管内の実態を踏まえ、適正な品位等検査を行うため、(1) に定める査定対象農産物について、主要品種に加え、他の品種による検査標準品の作製が必要であると認める場合は、あらかじめ、農産局長の了承を得た上、地方査定会において、決定することができる。

第 4 農産物検査の実施

1 農産物検査を行う場所

(1) 農産物検査を行う場所は、当該場所で年間を通じて農産物検査が行われるかどうかにかかわらず、以下のアからエまでのいずれかの要件を満たしていることが確認されていなければならない。

ア 飼料用もみ又は飼料用玄米を除く国内産農産物に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において法第17条第 2 項第 2 号及び規則第 16条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないこと。

(ウ) 雨天等の場合であっても品位等検査の実施が可能であること。

(エ) 品位等検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、品位等検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。

(オ) 環境が、品位等検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理されていること。

なお、環境が適切に維持及び管理されていると確認した場合は、環境点検実施状況確認簿を作成し、確認日及び確認者を記録及び保存しておくこと。

イ 国内産の飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。

ウ 外国産農産物に係る品位等検査を行う場所

(ア) 原則として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条に規定する指定輸入場所であり、臨海地域内（沿岸又は沿岸倉庫）において、試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。

(イ) 円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備えていること。

エ 成分検査を行う場所

(ア) 成分検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。

(イ) 試葉等の適切な保管・管理を行うことができること

(ウ) 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

(2) 年間を通じて農産物検査を行う場所については、法第21条第1項に基づき、業務規程に定め、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農産物規格規程第1の定義に定める異物の取扱い

(1) 飼料用もみ及び飼料用に供される大麦における異物の取扱いについては、倒伏等によりもみ又は大麦に付着した泥などは、これを異物に含めないものとする。

(2) 農産物規格規程第1の1の附の5、2の附の4、3の附の3、4の附の5、5の附の10及び6の附の2に規定する農産局長が定めるものは、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片とする。

3 鑑定方法の2のただし書きに定める穀粒判別器で測定した死米の混入割合の取扱い

鑑定方法（平成13年3月14日農林水産省告示第333号）の2のただし書きに規定する農産局長が定める死米の混入割合は、5.0%とする。

4 農産物検査の実施方法

法第17条第2項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関は、国内産及び外国産農産物の品位等検査及び農産物の成分検査の実施に当たっては、別紙4「標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル」、別紙5「国内産農産物の検査実施マニュアル」、別紙6「外国産農産物の検査実施マニュアル」及び別紙7「成分検査の実施マニュアル」による。

別紙4 標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル

別紙5 国内産農産物の検査実施マニュアル

別紙6 外国産農産物の検査実施マニュアル

別紙7 成分検査の実施マニュアル

II 広域登録検査機関の登録等及び農産物検査員の育成研修関係

第1 広域登録検査機関の登録等

広域登録検査機関の登録、登録更新及び変更登録の申請が地方農政局に到達してから、地方農政局長が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。

なお、地方農政局長は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

別紙8 広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

処分名	標準処理期間
広域登録検査機関の登録	30日
広域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日

（注）書類の不備による補正に要した期間及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日は、標準処理期間に算入しない。

1 登録等の申請書の提出等

（1）登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域であるもの（以下「広域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第13条第1項各号又は同第19条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を、申請者の主たる事務所の住所地を管轄する地方農政局長に提出する。

なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、地方農政局に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

（2）（1）により登録等申請書の提出を受けた地方農政局長は、直ちに2により当該申請書を審査する。

(3) 登録等申請書の提出を受けた地方農政局長は、申請者が農産物検査を行おうとする区域に自らが管轄する区域外の区域が含まれている場合、当該区域を管轄する地方農政局長に対し、管轄する区域についての登録等申請書の審査を依頼する。

(4) (3) により登録等申請書の審査を依頼された地方農政局長は、直ちに当該申請書を審査の上、審査結果を登録等申請書の提出を受けた地方農政局長に通知する。

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（登録検査機関の登録）

第13条 法第17条第1項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書をはり付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 名称並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地

二 農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）

三 農産物検査の登録の区分

四 農産物検査を行おうとする区域

五 1年間に行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第19条第2号において同じ。）ごとの品位等検査の検査見込数量又は1年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

六 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

七 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

八 法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無

（変更登録）

第19条 法第19条第2項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法第17条第4項第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項

二 1年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

四 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

2 登録等の実施

- (1) 地方農政局長は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第17条第2項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第17条第4項各号に掲げる事項及び規則第17条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第14条第2項の規定に基づき、規則別記様式第19号による農産物検査員証を交付する。

別紙9 広域登録検査機関の登録等審査
手続マニュアル

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（登録検査機関の登録）

第17条 （略）

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき（同項第1号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第1号及び第2号に掲げる要件に適合している場合に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

- 一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
- 二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
- 三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- 四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 （略）

- 4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
- 四 登録の区分
- 五 登録検査機関が農産物検査を行う区域
- 六 第28条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 七 農産物検査を行う農産物検査員（第2項第1号に規定する者をいう。第20条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項

（登録の更新）

第18条 （略）

2 （略）

- 3 前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。

- 4 農林水産大臣は、第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(変更登録)

第19条 登録検査機関は、第17条第4項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第17条第2項から第6項までの規定は、第1項の変更登録について準用する。

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

(登録検査機関の登録)

第13条 (略)

第14条 法第17条第2項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第18号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第19号による農産物検査員証を交付するものとする。

(2) 地方農政局長は、国内産農産物の品位等検査の登録に当たり、都道府県の区域ごとに法第17条第2項第1号に定める農産物検査員及び第2号に定める機械器具その他の設備の要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査を行う広域登録検査機関の登録に当たり、外国産農産物の品位等検査を行う場所が所在する都道府県が属する次の表の左欄に掲げる区域内に、広域登録検査機関の事務所が少なくとも1箇所あり、当該事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が2名以上（うち常駐者1名）いることを確認し、登録する。

区 域	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、千葉、東京、神奈川、新潟
東海北陸	静岡、愛知、三重、富山、石川、福井
近 畿	京都、大阪、兵庫、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
九 州	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) 地方農政局長は、登録等をしたときは広域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは広域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。

(4) 登録等を行った地方農政局長は、登録等に係る広域登録検査機関が農産物検査を行おうとする区域に、自らが管轄する区域以外の区域がある場合には、当該区域を管轄する地方農政局長に登録台帳の写しを添えて登録した旨を通知する。

(5) 次に掲げる公示は、地方農政局長が地方農政局の掲示板等に掲示して行うとともに、当該広域登録検査機関の主たる事務所の住所地を管轄する都道府県知事と公示内容を共有するものとする。

ア 法第17条第6項(法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録等の公示

イ 法第17条第9項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示

ウ 法第18条第4項の規定による登録検査機関の登録の失効の公示

【農産物検査法】(昭和26年法律第144号)

(登録検査機関の登録)

第17条 (略)

6 農林水産大臣は、第2項の登録をしたときは、遅滞なく、第4項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第4項第2号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前2項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第18条 (略)

3 前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。

4 農林水産大臣は、第1項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(変更登録)

第19条 (略)

3 第17条第2項から第6項までの規定は、第1項の変更登録について準用する。

3 登録事項の変更の届出等

(1) 法第17条第7項の規定による広域登録検査機関の登録事項の変更の届出(法第17条第4項第6号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。)は、登録事項変更届出書により1の(1)の申請先に届け出る。

なお、登録検査機関は、申請に先立って相談を希望する場合、地方農政局に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

(2) 法第17条第8項の規定による広域登録検査機関の業務の休止及び廃止の届出は、登録検査機関業務休止(廃止)届出書により申請書を提出した地方農政局長に届け出る。

- (3) (1) 及び (2) の届出を受けた地方農政局長は、登録台帳の記載事項の変更を行う。

なお、地方農政局長は、当該届出を受けた場合であって、広域登録検査機関が農産物検査を行おうと、又は休止し、若しくは廃止しようとする区域に自らが管轄する区域以外の区域があるときは、当該区域を管轄する地方農政局長に (1) 及び (2) の届出書及び変更後の登録台帳 ((1) の届出の場合に限る。) の写しを送付する。

4 業務規程の届出等

(1) 業務規程の届出先等

ア 広域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙8「広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」の内容を踏まえ作成し、申請書を提出した地方農政局長に届け出る。

また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、地方農政局に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

イ アにより業務規程の届出を受けた地方農政局長は、当該届出に係る広域登録検査機関が農産物検査を行おうとする区域に、自らが管轄する区域以外の区域がある場合は、当該区域を管轄する地方農政局長に業務規程の写しを送付し、当該業務規程について (2) による審査を依頼する。

ウ 業務規程の変更届出の内容に、自らが管轄する区域以外の区域に関する内容がある場合の手続は、イと同様とする。

(2) 業務規程の審査等

業務規程の届出を受けた地方農政局長は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適當であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができる。

この場合、地方農政局長は現地を管轄する地方農政局長に審査に関して必要な確認の指示を行うことができる。

第2 農産物検査員の育成研修

農産物検査員については、農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能に規定する者については、「農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について」（平成13年1月12日付け12食糧第1233号農林水産事務次官依命通知）に規定する研修実施機関が、本要領の定めるところにより実施する農産物検査員育成研修の課程を修了した者とする。

別紙10 農産物検査員の育成研修実施マニュアル

【農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について】

(平成13年1月12日食糧第1233号農林水産事務次官依命通知)

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令(平成12年農林水産省令第107号)による改正後の農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修が下記のとおり定められましたので、御了知の上、貴傘下の関係機関等に対して、周知方よろしく申し上げます。

記

農産物の生産、流通又は検査の業務に1年以上従事した経験を有する者に対し、農産物検査法(昭和26年法律第144号)第2条第1項の農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を修習させるために農林水産省農産局長が定めるところにより、同条第5項に規定する登録検査機関(以下「登録検査機関」という。)その他の法人又は登録検査機関が組織する団体が実施する研修。

1 育成研修の実施者及び対象者

(1) 育成研修の実施者(研修実施機関)

- ア 法第2条第5項に規定する登録検査機関
- イ 登録検査機関が組織する団体
- ウ 農産物検査員の研修に関する事業を行う法人
- エ その他本要領に定める育成研修を実施することができると認められる法人

(2) 育成研修の対象者

ア 国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コース

登録検査機関又は登録検査機関として登録を受けようとする機関(以下「登録検査機関等」という。)に所属し、農産物検査員になろうとする意思を有する者であって、農産物の生産、流通又は検査の業務に1年以上従事した経験を有する者

イ 成分検査コース

登録検査機関等に所属し、農産物検査員になろうとする意思を有する者であって、理化学分析の業務に1年以上従事した経験を有する者

2 育成研修の講師

育成研修の講師は、登録検査機関の指導的農産物検査員(登録検査機関に登録されている農産物検査員のうち、指導的役割を果たす農産物検査員であって、登録検査機関の長が指名した者をいう。以下同じ。)又はこれと同等の知識を有すると認められる者(国内産農産物検査コースの講師にあつては、過去1年以内に検査精度向上研修に参加した者に限る。)とする。

3 育成研修の課程等

農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者の育成研修に必要な課程等の内容については、別紙10「農産物検査員の育成研修の実施マニュアル」に掲げるとおりとする。

4 育成研修の実施計画書の提出

(1) 育成研修実施計画書の提出

研修実施機関は、育成研修を実施しようとする場合には、研修生を公募する1ヶ月前までに、当該育成研修の対象とする区域を管轄する地方農政局長(以下「住所地地方農政局長」という。)に、育成研修実施計画書を提出する。

(2) 育成研修実施計画書の確認

住所地地方農政局長は、提出のあった計画書について、内容の確認を行い、必要に応じ助言を行うこととする。

(3) 研修実施機関は、育成研修を実施するに際して、住所地地方農政局長に対し、助言を求めることができる。

(4) 住所地地方農政局長は、(3)の助言を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

第3 農産物検査員名簿への登載等

規則第15条第1項に規定する農林水産大臣が作成する名簿(以下「農産物検査員名簿」という。)への登載は、国内産農産物に係る品位等検査、外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査という検査の区分ごとに、次のとおり行うものとする。

1 登載の申請

(1) 経験者の申請

規則第15条第1項第1号の農産物検査に1年以上従事した経験を有する者(以下「経験者」という。)にあつては、アに掲げる事項を記載した申請書にイの誓約書を添えて、現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関がある場合には当該登録検査機関等を通じて、ウに規定する申請先に申請する。

ア 申請書の記載事項

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 住所

(エ) 品位等検査にあつては、農産物検査を行う農産物の種類(農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。)

(オ) 国内産農産物に係る品位等検査(飼料用もみ又は飼料用玄米のみを対象に行われる品位等検査を除く。)にあつては、農産物検査を行う区域

(カ) 申請に係る検査区分に関し、1年以上従事した農産物検査の経験の内容

イ 農産物検査法令に違反する行為及び農産物検査法令に違反する行為を命じ、容認し、そそのかし、又はほう助する行為を、申請の日から遡って1年間行っていない旨の誓約書

ウ 申請先

登録検査機関等の住所地(現に所属し、又は所属を予定している登録検査

別紙15 農産物検査員名簿登載等
手続マニュアル

機関がある場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する地方農政局長
(2) 育成研修修了者に係る申請

規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者（以下「育成研修修了者」という。）に該当する者は、(1)のアの(ア)から(オ)までに掲げる事項を記載した申請書に(1)のイの誓約書を添えて、当該者が修了した研修実施機関を通じて、(1)のウに規定する申請先に申請する。

2 農産物検査員名簿への登載

(1) 1の登載の申請を受理した地方農政局長は、別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」に定める手続に従い、申請書及び誓約書の事実関係を確認した上で農産物検査員名簿への登載の可否を決定する。

ただし、申請書及び誓約書の内容が事実と異なることが明らかとなった場合、申請の日から1年間は、虚偽の申請書又は誓約書を故意に作成、提出した者を農産物検査員名簿に登載しないものとする。

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（農産物検査員）

第15条 法第17条第2項第1号（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者として、農林水産大臣が作成する名簿に登載されたものとする。

- 一 農産物検査に1年以上従事した経験を有する者
- 二 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者

(2) 地方農政局長は、(1)の農産物検査員名簿への登載を決定した場合、速やかに当該経験者又は育成研修修了者を農産物検査員名簿に登載する。

ただし、農産物検査員の名簿への登載に当たって、当該名簿への登載が決定された者が農産物検査を行う区域に管轄しない区域が含まれている場合は、当該管轄する区域以外の区域を管轄する地方農政局長に対し、農産物検査員名簿への登載を依頼する。

(3) 地方農政局長は、(2)の農産物検査員名簿への登載の可否を遅滞なくその旨を経験者に対しては登録検査機関等を通じ、育成研修修了者に対しては育成研修実施機関を通じて通知する。

なお、通知に当たっては、農産物検査員名簿への登載をしないことを決定した場合には、その理由を付する。

3 農産物検査員名簿の更新

(1) 農産物検査員名簿の記載事項の変更

地方農政局長は、登録検査機関又は農産物検査員から農産物検査員名簿の記載事項を変更してほしい旨の申請があった場合、農産物検査員名簿の記載事項を変更する。

(2) 農産物検査員名簿からの抹消

ア 地方農政局長は、農産物検査員が申請に当たって、故意に申請書及び誓約書に事実と異なる記載をしたことが明らかになった場合は、農産物検査員名簿から当該農産物検査員を抹消する。

この場合、抹消した日から1年間は、当該農産物検査員を再度農産物検査員名簿に登載しないものとする。

イ 地方農政局長は、農産物検査員から農産物検査員名簿から抹消してほしい旨の申請があった場合又は農産物検査員が死亡し若しくは失踪の宣告を受けた場合には、農産物検査員名簿から当該農産物検査員を抹消する。

ウ 2の(2)の規定は、(1)及び(2)に規定する地方農政局長が行う農産物検査員名簿からの変更又は抹消について準用する。この場合において、2の(2)中「名簿への登載」とあるのは「名簿からの変更又は抹消」と、「依頼」とあるのは「理由を付して依頼」と読み替えるものとする。

エ (2)のア及びイの抹消を行った場合、地方農政局長は、農産物検査員及び当該農産物検査員が所属する登録検査機関に対し、当該農産物検査員を農産物検査員名簿から抹消した旨を、理由を付して通知する。

4 農産物検査員名簿の整理

地方農政局長は、農産物検査員名簿登載者に関して次の事項に該当する場合は、別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」に定める手続に従い、その旨を農産物検査員名簿の履歴欄へ記載する。

ただし、農産物検査員名簿の履歴欄への記載に当たって、当該地方農政局長が管轄しない区域が含まれる場合は、当該区域を管轄する地方農政局長に対し、農産物検査員名簿の履歴欄への記載を依頼する。

- (1) 規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者
- (2) 第4の1の検査精度向上研修に参加した者
- (3) 登録検査機関への改善命令等に係る処分に関与した者
- (4) 第4の2の業務改善研修に参加した者
- (5) 死亡した、失踪の宣告を受けた又は所在が不明な者
- (6) その他留意すべき事項がある者

5 農産物検査員名簿の共有及び情報の提供

地方農政局長は、2の(2)により経験者又は育成研修修了者を農産物検査員名簿に登載した場合、3により農産物検査員名簿を更新した場合又は4により農産物検査員名簿を整理した場合は、その旨を農産物検査員が農産物検査を行う区域を管轄する都道府県知事と共有するものとする。

第4 登録検査機関に対する指導

1 検査精度向上研修

(1) 地方農政局長は、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農産物

別紙11 登録検査機関
に対する農産物検査指
導実施マニュアル

検査の技術の維持及び向上を目的とした検査精度向上研修を開催するなど、登録検査機関の指導的農産物検査員（登録検査機関の長が指名する指導的役割を果たす農産物検査員をいう。以下同じ。）及び地方農政局長が定める要件に該当する農産物検査員の農産物検査の指導、技能の習熟等を図るものとする。

（２）検査精度向上研修は、国内産農産物の検査に係るものは、毎年、都道府県又は地方農政局ごとに行い、外国産農産物の検査に係るものは、毎年、登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局ごとに行うものとする。

（３）（１）及び（２）に定めるもののほか、検査精度向上研修の実施等については、別紙11「登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル」に定めるところによるものとする。

２ 業務改善研修

（１）地方農政局長は、農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員等に対して、法令遵守の徹底及び農産物検査員に必要な知識を習得させることを目的とした業務改善研修を開催し、当該農産物検査員等の資質の向上を図るものとする。

（２）業務改善研修は、各都道府県における農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員の人数に応じて開催を決定するものとする。

（３）地方農政局長は、国内産農産物の検査に係る業務改善研修を開催する場合は、都道府県ごとの開催に代えて地方農政局単位で開催することができる。

（４）地方農政局長は、業務改善研修を実施した場合、別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」第３の５の手続を行うほか、開催実績等について、農産局長に報告するものとする。

（５）（１）から（４）までに定めるもののほか、業務改善研修の実施等については、別紙11「登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル」に定めるところによるものとする。

Ⅲ 臨時特例的農産物検査・検査結果報告

第１ 農林水産大臣に対する申出の取扱い

１ 申出書の提出

法第33条第１項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行うおうとする者は、申出に係る農産物に農産物検査法第13条第１項の規定による表示を付し、又は検査証明書を交付した登録検査機関が広域登録検査機関である場合は、申出書（正副３通）を当該広域登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長に提出して、申出を行う。

別紙12 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

2 調査体制の整備

地方農政局長は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ農産物検査を担当する課に申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（農林水産大臣に対する申出）

第33条 何人も、第13条第1項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

第2 国の臨時特例的農産物検査

- 1 登録検査機関は、天災、業務停止命令、登録の取消し等により、区域における農産物検査に支障をきたすと判断した場合は、その旨地方農政局長に申し出る。
- 2 地方農政局長は、1の申出があった場合又は天災、業務停止命令、登録の取消し等により、当該区域で農産物検査を行うことができないと判断し、国が農産物検査を行う必要があると認めるときは、直ちに農産局長に報告する。
- 3 農産局長は、2の地方農政局長の報告により、当該区域の登録検査機関が農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難であると判断した場合は、当該登録検査機関を管轄する地方農政局長に対し、当該区域の登録検査機関の農産物検査の業務、農産物検査の業務に関する帳簿及び書類並びに検査機械器具及び検査場所等設備の使用に関する書類（成分検査の場合にあっては、検査試料を採取する場所の使用に関する書類を含む。以下「引継書類等」という。）を引き継ぐよう指示する。
- 4 3の指示により業務を引き継いだ地方農政局長は、法第35条第2項の規定に基づき、農産物検査を行う組織、農産物の検査請求書の提出先、農産物検査を行う場所、農産物検査を開始する日等について公示を行った上で、天災の復旧、業務停止期間の経過、新たな登録検査機関の参入等により必要がないと認めるまでの間、農産物検査を実施する職員を任命し、当該登録検査機関が農産物検査を行う場所において農産物検査を行わせる。
- 5 地方農政局長は、4の農産物検査を行う必要がなくなったときは、速やかに農産局長に報告する。

別紙13 国の臨時特例的農産物検査実施マニュアル

6 農産局長は、5の報告により、当該区域において農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが可能であると判断した場合は、当該登録検査機関を管轄する地方農政局長に対し、当該登録検査機関が農産物検査の業務を行うことが困難であった間に行っていた引継書類等を、登録検査機関に引き渡すよう指示する。

7 6の指示により引継書類等の引渡しを行う地方農政局長は、自らが行う農産物検査を終了する旨について、公示を行うとともに農産物検査を実施した職員の任を解く。

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（農林水産大臣による農産物検査の業務の実施）

第35条 農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該農産物検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により農産物検査の業務を行い、又は同項の規定により行っている農産物検査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

第3 農産物検査の検査結果報告等

法第3条から第10条までの規定に基づき実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第29条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

別紙14 農産物検査
の検査結果報告等マ
ニュアル

1 検査結果の取りまとめ事項

地方農政局長は、次に掲げる事項について検査結果を取りまとめる。

- (1) 規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）の規定に基づき登録検査機関が報告する検査結果に係る事項
- (2) 法第35条の規定に基づき国が実施する検査結果に係る事項

2 検査結果の報告方法及び期日

(1) 検査結果の報告方法

都道府県知事及び地方農政局長は、別紙14「農産物検査の検査結果等報告マニュアル」に定める手続に従い、管内の検査結果について取りまとめを行い、農産局長宛てに電子メールにて報告を行う。

なお、都道府県知事が取りまとめた検査結果については、当該都道府県を管轄する地方農政局長を経由して報告するものとする。

また、地方農政局長は、取りまとめた結果を管内の都道府県知事に共有するものとする。

(2) 検査結果の報告期日

都道府県知事及び地方農政局長の報告期日は、別紙14「農産物検査の検査結果等報告マニュアル」に定める報告期日とする。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、1に定める検査結果について、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ、都道府県知事は地方農政局長に、地方農政局長は農産局長に報告するものとする。

3 情報の提供

(1) 検査結果の公表

ア 公表時期

農産局長は、イの（ア）の公表内容について、原則として、2による報告のあった日の属する月の月末までに公表を行う。

イ 公表内容

公表内容は、農産局長及び地方農政局長が取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものとする。

（ア）農産局長が公表する内容

- a 国内産米穀の検査結果
- b 国内産麦類の検査結果
- c 国内産大豆の検査結果
- d 農産局長が公表の必要があると認める検査結果

（イ）地方農政局長が公表する内容

- a 農産局長が公表する内容
- b 地方農政局長が管内の検査結果で、公表の必要があると認めるもの

ウ 公表方法

（ア）農産局長又は地方農政局長は、ホームページへの掲載等により公表を行う。

（イ）地方農政局長は、イの（イ）に掲げる内容について、農産局長が公表をした後に公表を行う。

(2) 情報請求者への情報の提供

ア 情報の提供時期

農産局長又は地方農政局長は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、（1）のアの検査結果の公表後に情報の提供を行う。

イ 情報の提供内容

情報の提供内容は、（1）のイの公表内容及びその他の別に取りまとめた情報について、農産局長又は地方農政局長が、法第29条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

ウ 情報の提供方法

農産局長又は地方農政局長は、情報請求者との話し合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、農産局長又は地方農政局長は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（情報の提供）

第29条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

IV 農林水産省共通申請サービス

本通知に基づく申請や報告等について、オンラインで行うことが可能なものについては、農林水産省共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。

また、農産局長及び地方農政局長は、申請又は報告等を行った者（以下「申請者等」という。）に対する承認等については、農林水産省共通申請サービスを使用する方法によることができる。

なお、申請者等が農林水産省共通申請サービスを使用する方法により申請又は報告等を行う場合は、農林水産省共通申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

V 公文書管理

農産物検査に関する業務において、国の行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関が組織的に用いるものとして保有しているものは行政文書となる。このため、当該行政文書を作成・取得した際に、公文書管理のルールに基づき、行政文書ファイル管理簿へ記載し、及び保存（法令等に特段定めがある場合や業務が非効率となる場合を除き、原則電子媒体で保存。）するものとする。

なお、当該文書の廃棄については、適正に行うものとする。

VI その他

I からⅢまでに係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙15までに定めるところによる。

別紙1 農産物検査規格の設定等手続マニュアル

別紙2 国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル

別紙3 国内産農産物検査標準品等査定手続マニュアル

- 別紙 4 標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の
方法マニュアル
- 別紙 5 国内産農産物の検査実施マニュアル
- 別紙 6 外国産農産物の検査実施マニュアル
- 別紙 7 成分検査の実施マニュアル
- 別紙 8 広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
- 別紙 9 広域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル
- 別紙10 農産物検査員の育成研修実施マニュアル
- 別紙11 登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル
- 別紙12 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル
- 別紙13 国の臨時特例的農産物検査実施マニュアル
- 別紙14 農産物検査の検査結果報告等マニュアル
- 別紙15 農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル

別表

産地品種銘柄における品種群の設定について

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄のうち、右欄の品種群を構成する品種を同一産地品種銘柄として扱うこととする。

品 目	産地品種銘柄		品種群を構成する品種
米穀（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）	宮城県	ササニシキ	ササニシキ、ササニシキBL
	秋田県	あきたこまち	あきたこまち、あきたこまちR
	福島県	みつひかり	みつひかり2003
	茨城県	ふくまる	ふくまる、ふくまるSL
	茨城県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	栃木県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	埼玉県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	千葉県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	新潟県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリBL
	新潟県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	富山県	赤むすび	富山赤71号、富山赤78号
	富山県	コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリBL
	富山県	てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	富山県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	石川県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	福井県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	岐阜県	ハツシモ	ハツシモ、ハツシモ岐阜SL
	岐阜県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	静岡県	あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりSBL
	静岡県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	愛知県	あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりSBL
	愛知県	ハツシモ	ハツシモ、ハツシモ岐阜SL
	愛知県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	愛知県	ミネアサヒ	ミネアサヒ、ミネアサヒSBL
	三重県	みえのゆめ	みえのゆめ、みえのゆめBSL
	三重県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	滋賀県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	大阪府	てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	兵庫県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	岡山県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	山口県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	愛媛県	てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	福岡県	にこまる	にこまる、にこまるBL1号
	熊本県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	大分県	みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
醸造用玄米	新潟県	菊水	菊水、菊水-HD1号
	京都府	祝	祝、祝2号

普通小麦	岐阜県	タマイズミ	タマイズミ、タマイズミR
	三重県	タマイズミ	タマイズミ、タマイズミR
大豆（大粒大豆及び中粒大豆）	北海道	秋田（大粒大豆を除く。）	カリカチ、キタムスメ
	北海道	大袖振	アサミドリ、吉岡大粒、早生緑
	北海道	つるの子	ユウヅル、ゆめのつる
	北海道	とよまさり	トヨコマチ、トヨハルカ、トヨホマレ、とよまどか、とよみづき、トヨムスメ、ユキホマレ
	北海道	光黒	いわいくろ、中生光黒、トカチクロ、晩生光黒
	富山県	エンレイ	エンレイ、えんれいのそら
	愛知県	フクユタカ	フクユタカ、フクユタカA1号
	滋賀県	ことゆたか	ことゆたか、ことゆたかA1号
	兵庫県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	奈良県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	島根県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	山口県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	熊本県	フクユタカ	フクユタカ、フクユタカA1号
	鹿児島県	フクユタカ	フクユタカ、フクユタカA1号
大豆（小粒大豆及び極小粒大豆）	北海道	スズマル	スズマル、スズマルR

備考

- 1 宮城県のササニシキBLは、ササニシキBL1号、ササニシキBL2号、ササニシキBL3号、ササニシキBL4号、ササニシキBL5号、ササニシキBL6号及びササニシキBL7号である。
- 2 新潟県のコシヒカリBLは、コシヒカリ新潟BL1号、コシヒカリ新潟BL2号、コシヒカリ新潟BL3号、コシヒカリ新潟BL4号、コシヒカリ新潟BL10号、コシヒカリ新潟BL11号及びコシヒカリ新潟BL13号である。
- 3 富山県のコシヒカリBLは、コシヒカリ富山BL1号、コシヒカリ富山BL2号、コシヒカリ富山BL3号、コシヒカリ富山BL4号及びコシヒカリ富山BL6号である。
- 4 北海道のユキホマレは、ユキホマレ及びユキホマレRである。